

## おおさかトップランナーClub 規約

(名称)

第1条 本会員組織の名称は、「おおさかトップランナーClub」（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、医療・介護・健康分野等において、新商品・新サービス・新規事業の開発を目指す企業、大学、研究機関等（以下「企業等」という。）がコラボレーションすることにより、先進的な事業化プロジェクト※1の創出・育成・事業化を促進し、大阪を代表するトップランナーとなる企業の輩出、企業収益の増大ひいては大阪経済の発展に寄与することを目的とする。

※1 事業化プロジェクト・・・企業等が新たな製品・サービスを創出するための事業計画

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) WEB、メール、セミナー等による各種情報提供
- (2) 大阪トップランナー育成事業の認定プロジェクト（以下「認定プロジェクト」という。）を対象とした展示会出展や成果発表会等の実施
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 本会に事務局を置く。

2 事務局は大阪府中央区本町1-1-3 本町橋西ビル501号 公益財団法人大阪市都市型産業振興センター内に置く。

3 事務局業務は、大阪市経済戦略局立地推進部イノベーション担当と受託事業者が共同で担う。

(会員)

第5条 本会の会員種別は、次の2種類とする。

- (1) 企業会員  
医療・介護・健康分野等への参入意欲の高い企業及び同分野での起業を目指す個人
- (2) サポーター会員  
大阪トップランナー育成事業の趣旨に賛同し、相互に支援機能が発揮できる大学、研究機関、中小企業支援機関、行政機関、金融機関等

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者（以下「申込者」という。）は、本規約の内容に同意した上で本会WEBサイトより申込みものとする。

2 前項の申込後、事務局は申込者と面談を行い、面談の内容をふまえて入会の可否について申込者に通知するものとする。ただし、申込者が遠方である等面談が困難と認められる場合は、申込者が提出した入会申請シートの内容をふまえて入会の可否について申込者に通知する

3 前項前段の規定に関わらず、サポーター会員の入会については、前項ただし書きを準用する。

4 事務局は、申込者が第10条第1項各号に掲げる要件に該当する、若しくはそのおそれがあると認めるときは、入会を拒否することができる。

5 第1項の入会申込の内容に変更が生じた場合、申込者は、速やかに別に定める変更届を事務局に提出しなければならない。

(資格)

第7条 申込者は、前条による面談等を経て入会を認められ、事務局より通知を受けた日をもって会員としての資格を有するものとする。

(会員の義務)

第8条 会員は、本会で得た秘密情報を第三者に提供してはならない。

2 会員は、第2条の目的に鑑み、その有する技術・情報・ノウハウ等を活用し、相互に交換し、積極的に本会の活動に参加するものとする。

3 本会における活動によって生ずる可能性がある知的財産権等の帰属については、当事者間であらかじめ書面をもって明確にするものとする。

4 会員は、事務局の実施する成果ヒアリングに協力をしなければならない。

(退会)

第9条 会員は事務局が別に定める退会届を事前に事務局に提出することで、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 法人である会員が解散した場合

(2) 本規約に違反した場合

(3) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合

(4) 事務局から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合

(5) 会員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合

(6) 会員自ら又は第三者を利用して、本会、他の会員又は第三者に対し、次に掲げる反社会的行為をした場合

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた要求行為

ウ 本会の運営に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて、本会、他の会員又は第三者の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

オ アからエに掲げるもののほか、これらの準備行為及びその他の違法行為

(7) その他会員資格を喪失すべき正当な事由があるとき

2 資格を喪失した者は、退会後に本会の会員情報を用い、本会与競合する活動をしてはならない。

(事業年度)

第 11 条 事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(規約の変更)

第 12 条 事務局は、必要に応じ、本規約の変更ができるものとする。

2 事務局は、規約の変更をしようとする場合には、あらかじめ変更内容を会員に通知又は公表するものとする。

#### 附 則

本規約は、平成 25 年 5 月 8 日から施行する。

変更 平成 28 年 4 月 1 日

変更 平成 29 年 4 月 19 日

変更 平成 29 年 8 月 21 日